

独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター 地域連絡会議規程

(目的等)

- 第1条 心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第16条に定める指定入院医療機関として、独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター（以下「やまと精神医療センター」という。）は、医療観察法病棟（以下「5病棟」という。）の安全かつ円滑な運営及び地元関係者等と密接な連携を図ることを目的として地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 前項の目的を達成するため、連絡会議では定期的に関係者が参集のうえ、指定入院医療機関の運営状況及び医療観察法の施行状況を報告し、かつ、意見交換を行うこととする。

(地域連絡会議規程の閲覧)

- 第2条 この規程は、各地域住民等が容易に閲覧できるように配慮する。

(構成員)

- 第3条 連絡会議の構成員は、下記のとおり地域住民構成員、関係自治体等構成員及びやまと精神医療センター構成員により構成する。

一 地域住民構成員

- ・ 大和郡山市の該当区代表者
- ・ P T A
- ・ 校園長会

二 関係機関等構成員

- ・ 奈良県郡山警察署
- ・ 大和郡山市消防本部
- ・ 奈良県医療政策部保健予防課
- ・ 大和郡山市障害福祉課
- ・ 大和郡山市市民安全室
- ・ 奈良県郡山保健所
- ・ 大和郡山市市議会
- ・ 奈良保護観察所
- ・ 厚生労働省近畿厚生局医事課
- ・ 近畿ブロック事務所総務経理課

三 やまと精神医療センター構成員

院長、副院長、事務部長、薬剤科長、診療統括部長、看護部長、副看護部長、5病棟医長、5病棟看護師長、5病棟副看護師長1名、コメディカル代表1名、医事専門職、5病棟事務職員

- 2 構成員の任期は2年とし、構成員名簿を別に備えることとし、人事異動等の都度構成員名簿を更新する。

(開催方法等)

- 第4条 連絡会議はやまと精神医療センターにおいて開催することとし、その運営は下記により行う。

一 議長は事務長とし、議事進行を行う

二 副議長は副院長とし、議長に事故等ある場合は副議長が代行する。

三 開催回数は原則年1回とするが、各構成員から開催の要請があった場合は、必要に応じ、臨時の連絡会議を開催することができる。

四 議長は必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる

五 この会議の庶務は5病棟事務職員が担当し、開催案内、議事録の整理等の事務を行う

(議題等)

第5条 連絡会議の議題は下記のとおりとする。

- 一 医療観察法の仕組み等の説明及び情報提供に関すること
- 二 やまと精神医療センター全体の運営状況に関すること
- 三 5病棟の運営状況に関すること
- 四 無断退去等緊急時の連絡体制の確保等に関すること
- 五 その他 意見交換

2 前項第一号に定める情報提供は、5病棟の患者数・年齢構成・病名等について行うこととするが、対象者の個人情報保護について十分に配慮しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 広く地域住民等からの意見等を聴くため、やまと精神医療センター内に恒常的な相談窓口を設置する。

2 相談窓口の対応方法等は下記のとおりとする。

- 一 窓口担当者は、やまと精神医療センター庶務係長とし、窓口責任者は事務部長とする。
- 二 寄せられた意見等について、やまと精神医療センター内で検討を加え、また必要に応じ関係機関とも調整のうえ、迅速に対処しなければならない。
- 三 対処内容等結果については、当事者に伝えるとともに、連絡会議、やまと精神医療センターホームページ、必要に応じ市又は区の広報等により周知する。
- 四 意見等を提出した者が不利益を受けないよう適切な配慮を行う

(附則)

1 本規程は、平成22年8月1日より施行する。

2 令和5年10月2日 一部改正